

複写

平成 26年 4月 8日

〒990-2171

山形県山形市七浦1245-6

(株)タケカワ経営事務所 方

一般社団法人 山形県中小企業診断協会

監事 竹川 敏雄 殿

〒998-0013 山形県酒田市東泉町4丁目 13-16

一般社団法人 山形県中小企業診断協会社員 和多田 惇

1. 代表理事による下記に掲げた行為について、一般社団法人および一般財団に関する法律（以下「法」といいます。）並びに一般社団法人山形県中小企業診断協会（以下「当法人」といいます。）定款に反する不当な行為がありましたので、一般社団法人法第100条に基づき、監事である貴殿が遅滞なく下記に掲げる内容を理事会にご報告し、同報告内容につき理事会の議決を求めます。

理事会開催の招集者については、当法人定款32条では「理事会は会長が招集する」と定められていますが、当会長は、監事からの要請する議題の特別利害関係者であることから、法第93条2項に基づき招集手続きについては、会長を除く理事から、理事会開催の目的である事項を示して、理事会招集手続きをとってください。理事会における決議については、代表理事五十嵐幸枝氏は、法第95条2項に基づく特別利害関係者となることから、同理事会での決議に加わることはできません。理事会の議事録については、法務省令で定めるところにより、作成して下さい。理事会の議事については、法第95条3項に基づき定められた手続きで行ってください。同議事録は、法第97条に基づき定められた手続きで保存してください。

複写

複写

複写

複写

- ① 今年1月17日(金)に山形市駅前の「大漁日本海庄や 山形駅前店」で午後5時30分から外部講師を呼んでの研修会が開かれた時の事です。その場で、代表理事五十嵐幸枝氏は、私を犯罪者扱いをし、一方的に会議参加者に対し次の発言がありました。

『和多田さんのことです。私の近所の人から、近所に変な人がいるということで警察にこういう人がうろついているということで、警察に言いましたよ。そういうことはやめてください。』この席には当法人会員は、私のほかに、監事竹川敏雄氏ほか7人程が出席していました。

- ② また、同じ席で、さらに代表理事五十嵐幸枝氏は、私に関する次のことを二度も参加者に伝えました。『県の人が言ってました。和多田さんは診断協会を辞めてくださいとのことでした。和多田さんは診断協会を辞めてください。』と。これを続けて二度も言っています。
この席の当法人会員出席者は上記①同様です。

- ③ 昨年8月の事です。代表理事五十嵐幸枝氏は、当法人の主たる事務所(登記上は山形市)を、法に定められた手続きを行わずに、勝手に自宅と思われる住所地(鶴岡市藤岡の「泉流寺」というお寺の場所)に変えていました。彼女が指定した協会の電話もこのお寺の電話番号と同じです。ホームページ、封筒印刷も変え、関係機関すべてにお寺と同じ住所地为協会の主たる事務所として通知していました。私たちの協会の主たる事務所が、いつの間にか、泉流寺というお寺の場所になっていたのです。私はそこに行ったことがありませんのでその場所がどういう所か全く分かりません。主たる事務所については、すぐに法的に正しい所在地に変更するよう私から代表理事に求めましたが、代表理事は私の意見を受け入れなかったことから、かつての診断協会本部に指導を依頼し、表向きは正しい表示に戻すことができました。しかし、事務所機能の実態は、依然として「泉流寺」の場所にあります。このような変更決定経緯に関し、理事会としてどのように取り組まれたかを確認願います。

複写

複写

複写

複写

④ 昨年9月27日(金)、庄内町にある「余目響きホール」2階会議室での出来事です。山形県庄内地方(私が住んでいるエリアです。)で、当診断協会と山形県信用保証協会共催の無料相談会があった時の事です。私も診断協会に相談員として担当する旨の申し込みをしました。当日は私担当の相談者も来るようになっていたことから、相談日当日会場に行ったところ代表理事が突然私に対して次のような発言がありました。『ここに来ないと言っていたのではないですか。帰ってください。この部屋に入らないでください。入るのであれば警察を呼びます。』とのこと。私から『どうぞ呼んでください。ところで、何の罪で呼ぶのですか？ 居宅侵入罪ですか？』の問いに返答はありませんでした。この場には幸い山形県信用保証協会の人はまだ来ていませんでしたが、当協会監事(業務監査も監査範囲)一人と、もう一人は女性会員診断士がいました。その二人が状況を説明できる立場にあります。

⑤ 昨年12月の出来事です。某機関と診断協会との間で包括提携協定を予定していました。実際の業務は、個別診断士と某機関との間で行われることから、個別契約申込希望者は診断協会経由でプロフィール付きの申込書を提出してほしいとのことでした。私は、「山形県中小企業診断協会理事会」宛てに申込書を提出したところ、同申込に対して、代表理事個人名で次のような回答がありました。『一人の会員から、申込書の送付先に私の個人名を表記しないで申込書を送ってきました。この申込書は、正規の申込書提出とはなりません。その理由は、某機関との業務提携は、代表理事である私個人名義で提携契約書が結ばれることから、代表理事個人名が付してない申込書は受け付けられません。』というものでした。

⑥ 昨年7月の事です。山形県信用保証協会の専門家派遣事業の一環として包括提携を結ぶ時の話です。上記⑤と同様、診断協会経由で個人からの応募申込書を提出したところ、彼女から前述の台詞同様、「担当者を誰にするのかは私の判断ですので、あなたの希望通りには行きません。たぶん、和多田さんには仕事が回ることはないと思います。」とのことです。

- ⑦ 今年の3月21日(金)に、会長五十嵐幸枝氏名で、「理事募集に関する件」の表題で、理事を別紙要項に従って公募する旨のメールが会員に送られてきています。送られてきた要項の内容は次のとおりです。

<別紙内容>

一般社団法人 山形県中小企業診断協会 役員公募要項

平成26年3月20日

1. 一般社団法人山形県中小企業診断協会定款(以降同と記す)第20条により総役員数6名を限度とし、役員を公募する。選定に関しては理事会にて行うものとする。
2. 同第21条に従い、正会員及び必要が認められる正会員以外の者(第21条2項)を対象とする。
3. 同第25条に従い現役員の新任は妨げない。
4. 同第27条により、報酬は無報酬とする。
5. 本会に対して高い貢献意欲を有する者とする。
6. 一般社団法人中小企業診断協会「役員の新任年齢に関する規程」等を勧告し、公募時年齢は70歳を上限とする。
7. 公募期間 平成26年3月20日午前11時～平成26年3月28日午後5時

(一社)山形県中小企業診断協会

会長 五十嵐幸枝

<別紙内容以上>

2. 上記1. の内容について、理事会に付議を求めている理由は次のとおりです。

- (1) 1の①については、私はこれまで代表理事 五十嵐幸枝氏の個人住所地へは今まで一度も行っていないことはなく、全く事実と反することです。その数日後に鶴岡警察署を訪問し、五十嵐幸枝氏からの公表内容を同警察に伝え事実確認を行ったところ、次のような回答をえました。照会に対する回答という形では当方から言うことはできないけれど、一般的にもしそのようなことがあれば、警察から当事者に呼び出しがかり調査を受けているはずであり、現在そのような不審者情報の届け出はない。つまりそのような届け出はないということです。五十嵐幸枝氏が代表理事の立場でありながら公衆の面前で事実無根の虚言を話すこと自体が大いに問題です。代表者としての発言は少なくとも理事会の見解を代表した発言です。理事会としての見解を確認してください。特別背任行為に該当する可能性があります。

複写

- (2) 1-②については、県の職員との法律関係から考えれば、そのようなことは全く考えられないことです。会長としての立場で物を言っていますので、少なくともこのことは、理事会で確認された上でなければ、公衆の面前で発言できない事柄です。理事会での確認をお願いします。
- (3) 1-③については、法に基づく定款事項の変更であり、勝手に個人で主たる事務所を変えられないことは自明のことです。変更したときの理事会としての討議経過の確認をお願いします。
- (4) 1-④については、現場に当法人の監事もいました。警察を呼ぶという事態になったことについて、会長という立場の人の発言であり、理事会としての責任が発生する事項です。理事会としての見解を確認願います。
- (5) 1-⑤及び⑥については、法における代理権の理解の仕方に問題があります。法における代表理事の権限については、内部的には、代表理事が他の理事以上の特別の権限を持っているわけではありませんので、五十嵐幸枝氏が独断専行することについて、理事会の確認をお願いします。
- (6) 1-⑦については、私は当該要綱の存在そのものを知りませんでした。そもそもどのような経緯で作られたものかを理事会として確認願います。さらにここに記載されている事項の殆どが、定款の記載事項に該当する内容ですので、総会での承認(特別決議)を要する事項です。理事選任条件となる年齢制限は定款外で決めることはできません。意図的定款違反行為となりますので、これも特別背任行為に該当する可能性があります。適法性の観点から、理事会として見解を確認してください。

複写

複写

差出人
〒998-0013 山形県酒田市東泉町4丁目13-16
一般社団法人 山形県中小企業診断協会
(付記)

社員 和多田惇

受取人
〒990-2171 山形県山形市七浦1245-6 (株) タケカワ経営事務所 方
一般社団法人 山形県中小企業診断協会

監事 竹川敏雄 殿

この郵便物は平成26年4月8日
第10272145273号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 201404081332410010000 号

